

早稲田大学人間科学学術院  
人間総合研究センター

専門里親研修及び制度のあり方に関する  
自治体調査報告書

令和7（2025）年3月



早稲田大学



## 目次

---

<b>I.</b>	<b>調査研究の概要</b> .....	<b>2</b>
1.	背景・目的 .....	2
2.	実施概要 .....	3
(1)	調査対象 .....	3
(2)	主な調査内容 .....	3
(3)	調査方法 .....	3
(4)	倫理的配慮 .....	3
(5)	回収結果 .....	3
3.	実施体制 .....	3
<b>II.</b>	<b>調査結果</b> .....	<b>4</b>
(1)	専門里親の状況 .....	4
(2)	専門里親に子どもを委託するときの自治体独自の基準・要件 .....	4
(3)	養育里親と専門里親のすみ分け .....	5
(4)	できていない（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」）の理由 .....	5
(5)	専門里親への委託期間についての基本的な運用 .....	7
(6)	専門里親認定研修の受講者の主な決定方法 .....	8
(7)	専門里親の養成状況 .....	9
(8)	令和元年度～令和5年度の間に里親からの専門里親認定・更新研修の受講希望を断った経験の有無 .....	10
(9)	研修受講を断った経験がある場合の主な理由 .....	10
(10)	専門里親研修を自治体内で実施する場合の課題 .....	11
(11)	今後3年以内の専門里親認定研修の実施について .....	12
(12)	今後3年以内の専門里親更新研修の実施について .....	12
(13)	専門里親制度についてのお考え .....	13
(14)	専門里親制度を見直す必要性 .....	16
(15)	見直す必要がある（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」）と回答した場合の見直すべきだと思われる点や理由 .....	17
<b>III.</b>	<b>まとめ</b> .....	<b>19</b>
1.	専門里親の養成や研修について .....	19
2.	専門里親制度について .....	19
<b>IV.</b>	<b>参考資料</b> .....	<b>21</b>



# I. 調査研究の概要

---

## 1. 背景・目的

早稲田大学人間総合研究センター「専門里親養成・研究プロジェクト」では、2024年度に社会福祉法人麦の子会と共同で、専門里親認定研修及び更新研修を実施した。専門里親制度は、2002年に開始され、当時は被虐待児を養育することを目的に創設された制度であったが、2005年には「非行等の問題を有する子ども」、2009年には「身体障害、知的障害又は精神障害を持つ子ども」も委託対象となった。制度発足以降、里親委託児童に占める被虐待経験がある児童の割合は上昇を続け、2012年度には31.1%、2017年度には38.4%、2022年度には46.0%だった（児童養護施設等入所児童調査）。

しかし、福祉行政報告例によれば、2022年3月末時点で、専門里親登録数は728世帯、児童が委託されている専門里親数は168世帯、専門里親に委託されている児童数は204人だった。10年前と比較すると、2012年は、専門里親登録数は632世帯、児童が委託されている専門里親数は162世帯、専門里親に委託されている児童数は197人であり、専門里親の委託里親数・委託児童数はこの10年で大きな変化が見られない。

これまでの先行研究において、専門里親の養成を行ってきた澁谷ら（2005）は、研修修了者に対する調査を行った結果、専門里親登録数が頭打ちの傾向を見せていること、委託がなされていない専門里親が少なからずいることを課題として挙げた。その背景には、養育里親と専門里親の住み分けが行われていないことや専門里親の質的側面等があることが指摘されている。専門里親制度の展開と当事者評価を検討した二村（2021）は、2010年以降、専門里親制度は、論考の主題として取り上げられることはほぼなくなり、「登録数や委託数の増加幅からも、制度そのものが形骸化しているといわざるを得ない状況」であり、「専門里親制度ひいては里親制度の抜本的な改正が行われたい限り、専門里親という枠組みを効果的に活用することは難しいという見方が同制度に対する総評といえる」と指摘する。

また、2016年の改正児童福祉法を具現化した「新しい社会的養育ビジョン」では、専門里親制度等について、「ケアニーズの内容や程度による加算制度の導入に際しては、現在の専門里親制度を見直すとともに、ショートステイ里親・一時保護里親・親子里親などの類型を創設する。類型毎の研修制度の整備、里親の名称を変更する。」と言及されている。

こうしたことから、専門里親制度が十分に機能していない可能性があることは、国の統計や先行研究からも推察されるところであるが、専門里親制度を運用する自治体が、専門里親の養成や活用をどのように捉え、何が課題となっているのかは未だ明らかとなっていない。さらに、現状被虐待児等を養育しているのは養育里親も同様であり、子どものニーズに応じた制度設計の見直しを求める声もある。

そこで本研究では、全国の児童相談所設置自治体を対象にアンケート調査を実施し、自治体における専門里親制度の運用状況や実態把握を通じて、専門里親制度及び研修のあり方を検討することを目的とする。研修実施機関として、質の高い里親養育の実現に向けて、基礎資料を得ることを目指す。

## 2. 実施概要

### (1) 調査対象

全国の児童相談所設置自治体（78カ所、悉皆調査）

### (2) 主な調査内容

- ・ 回答者について
- ・ 専門里親の状況について
- ・ 子どもの委託について
- ・ 研修について
- ・ 自治体での研修実施について
- ・ 専門里親制度についてのお考え等

### (3) 調査方法

自治体主管課に対して WEB アンケートツールを用いた回答を任意で依頼した。WEB の使用ができない場合は、エクセル形式の調査票を提供して記入いただいた。

### (4) 倫理的配慮

自治体に対する調査依頼状に、アンケート調査を実施することを記載し、文書により研究への参加は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されること、研究に参加しないことによって不利益な対応を受けることはないことなどを説明し、同意にチェックいただいた方のみを調査対象とした。本研究は早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認を得て実施した（承認番号 2024-282）。

### (5) 回収結果

発送数 78、有効回収数 32、有効回収率 41.0%

## 3. 実施体制

上鹿渡 和宏（研究責任者）

西郷 民紗（研究実施代表者）

三輪 清子（研究実施者）

長田 淳子（研究実施者）

北村 早苗（研究実施者）

## II. 調査結果

### (1) 専門里親の状況

図表 1 専門里親の状況

		有効 回答	合計	平均	標準 偏差	最小 値	最大 値	中央 値	無回 答
1	令和5年度に専門里親に新規に登録した数 (世帯)	(32)	13	0.4	0.5	0	1	0.0	0
2	専門里親登録数(世帯) (令和6年3月末時点)	(32)	254	7.9	7.1	0	28	6.5	0
3	専門里親のうち、子どもの委託を「専門里 親として」受けている世帯数 (令和6年3月末時点)	(32)	63	2.0	3.0	0	12	1.0	0
4	専門里親のうち、これまでに一度も「専門 里親として」の子どもの委託がない世帯数 (令和6年3月末時点)	(31)	85	2.7	3.4	0	16	1.0	1
5	専門里親へ委託されている子ども数 (令和6年3月末時点)	(32)	90	2.8	5.0	0	23	1.0	0

### (2) 専門里親に子どもを委託するときの自治体独自の基準・要件

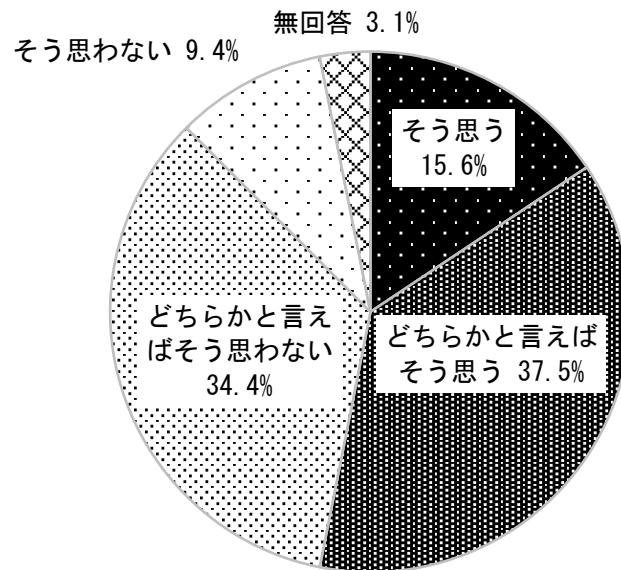
基準・要件がある場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法施行規則第一条の三六第一号、第二号、第三号のうち複数の様態を持つ児童</li> <li>①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けていること、知的障害があり且つ一定の行動障害を持っていること、身体もしくは精神の障害があること、又は非行等の問題があること②①に起因し、心理指導や面接のための児童相談所への通所や治療のための通院など、専門機関における継続的なケアが必要であること③家庭や地域社会での生活が可能であること</li> <li>年齢、所得、同居家族などについて、別添のとおり登録認定基準を設けている。</li> </ul>
基準・要件がない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の基準・要件は定めていない</li> <li>基準や要件は特に設けていません。援助方針会議にて、専門里親への委託の必要性を検討しています。</li> <li>独自の基準・要件はなく、里親委託ガイドライン等に沿って個別に判断している。</li> <li>基準や要件は設けず、各児童相談所で検討している。</li> <li>特に設けていませんが、被虐待児や発達特性の強い児童の委託を優先しています。</li> <li>明確な基準は無いように感じますが、医療的ケアを日常的に必要とする(気管切開)児や、ダウン症児の委託は専門里親へ委託されています。</li> </ul>

### (3) 養育里親と専門里親のすみ分け

養育里親と専門里親のすみ分けができていると回答した自治体は 53.1%(そう思う(15.6%)+どちらかと言えばそう思う(37.5%)の合計)、できていないは 43.8% (そう思わない(9.4%)+どちらかと言えばそう思わない(34.4%)の合計) で、回答が分かれた。

図表 2 養育里親と専門里親のすみ分けができているか

(n=32)



### (4) できていない（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」）の理由

<養育里親にも専門里親の対象児童を委託しているため>

- ・ 養育里親にも専門里親がみるべき被虐待児等を養育してもらっているケースがあるため。
- ・ 虐待の影響を受けたケースや行動課題が大きい児童のケースが多く、専門里親のみに委託する状態に無理があることから、養育里親にもそういった児童の委託が行われている状態があるため。
- ・ 委託可能な専門里親は少ない一方、委託児童の多くが被虐待児であることから、結果として養育里親に委託されている現状によるもの。
- ・ 本来であれば専門里親に委託すべき障害程度の児童を、養育里親に委託しているケースがあるため。
- ・ 当市の専門里親登録は1名のみで、且つファミリーホームを運営しているものが専門里親登録に至ったもので、現実的に専門里親への委託は困難である。現状として、被虐待児や非行等の可能性がある児童について、養育里親に委託するケースもあり、すみ分けはできているとは言えない。また、実際に障がい等ある児童を一時保護や措置する場合、障がいの種別に応じた支援体制が求められ、個人宅での養育となる里親への委託に比べ、福祉型施設を検討する現状がある。
- ・ 児童自立支援施設から措置変更を要する児童や、障がいのある児童、被虐待経験のあ

る児童等の中で、施設や専門里親に措置できず養育里親やファミリーホームに委託することが多いため。

- ・ 専門里親への委託実績がほとんどない。現在養育里親へ委託されている子どもについても大半は被虐待児であり、トラウマを抱えていたり、発達に課題を抱えた子どもが多い。専門里親の方はすでに養育里親として受託されおり、追加の受託は困難な里親がほとんど。

**<専門里親に委託する児童の基準が不明確であるため>**

- ・ 専門里親に委託する児童の虐待、障害、非行等の程度が不明確なため。
- ・ 養育里親でも被虐待児や発達特性などケアニーズの高い児童の養育をしているため、専門里親との線引きが難しいため。
- ・ 専門里親制度が想定する、①児童虐待等により影響を受けた児童、②各種障害のある児童などは、すでに養育里親に委託している児童の中に多く含まれ、専門里親へ委託する児童とのすみわけが難しい。
- ・ 一般の養育里親にも被虐待児や発達特性のある児童を委託している状況であり、専門里親とのすみわけがなくなってきている。
- ・ 専門里親として対象とする児童について記載されている文面だけでは、養育里親が実際に養育している児童と何ら変わりなく、ケースによっては専門里親さんへの委託が良かったのではないかと支援機関が感じるケースであっても、結果的には養育里親へ委託され続けているケースもあります。ケースの見立てや各機関の受け取り、支援方針や優先事項等に相違があるため、目に見えて分かりやすいケース以外は養育里親に委託されていると感じております。

**<専門里親の希望者や登録家庭が少ないため>**

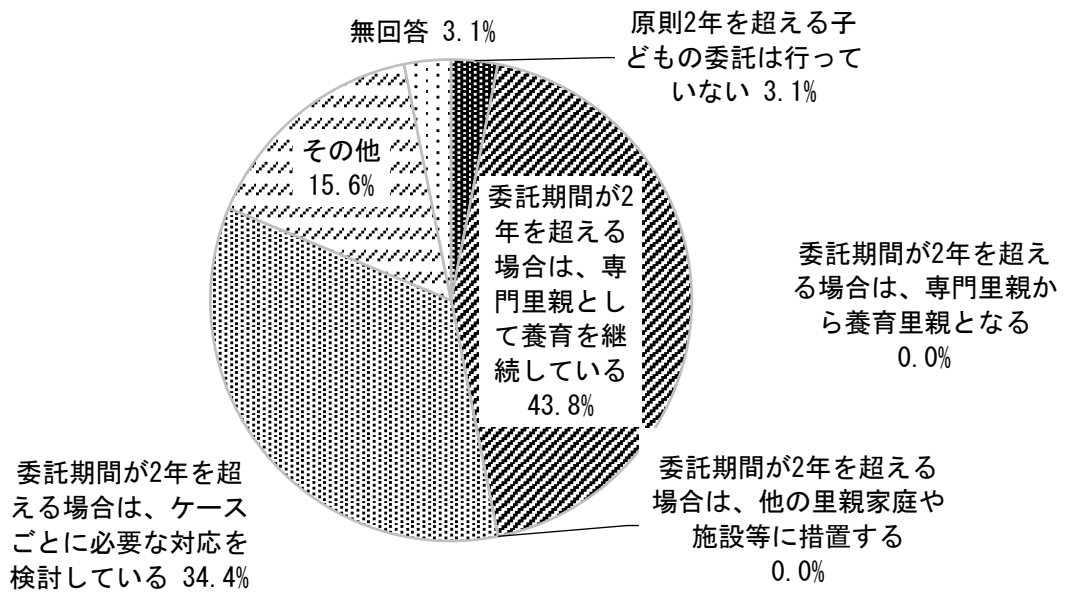
- ・ 特に医療的ケアが必要な場合や発達特性等があり養育が難しいこどもについて、専門里親さんに委託するようにしていた。だが、若い里親さんで専門里親認定を希望する人があまりいないこともあって、専門里親の高齢化が進んでおり、委託が難しくなっている。
- ・ 現状、専門里親登録家庭がないため

(5) 専門里親への委託期間についての基本的な運用

専門里親への委託期間についての基本的な運用は、「委託期間が2年を超える場合は、専門里親として養育を継続している(43.8%)」が最も割合が高く、次いで「委託期間が2年を超える場合は、ケースごとに必要な対応を検討している(34.4%)」だった。

図表 3 専門里親への委託期間（2年以内）についての基本的な運用をどうしているか

(n=32)



「その他」の回答

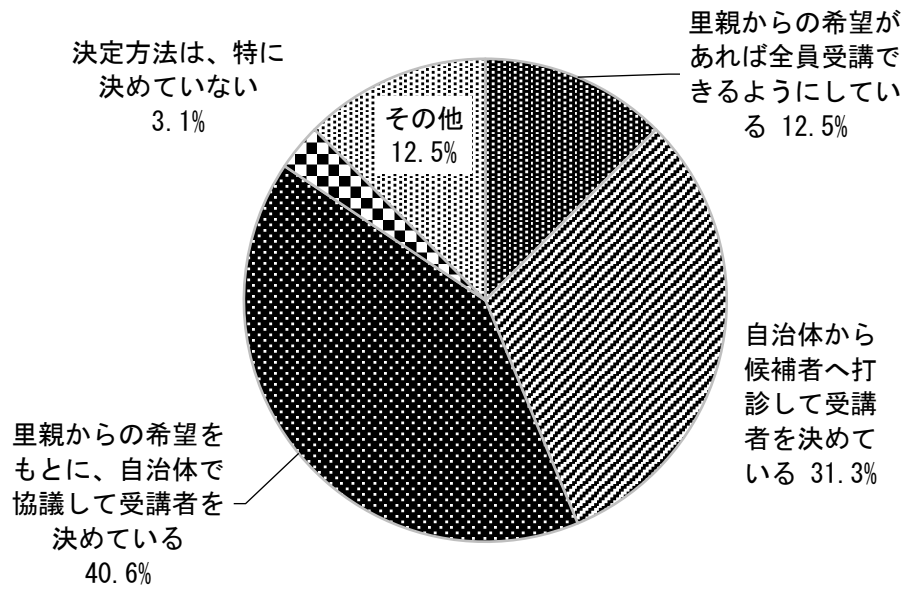
- 委託実績はないが、委託した場合、2年を超えるケースについては、その都度必要な対応を検討すると思われる。
- 専門里親への委託期間について運用を定めていない
- 委託実績なし
- 本市において、正式な専門里親への委託は、1事例しかなく、当該事例も現時点で委託期間2年を超えていないため、運用については、検討中。
- 2年を超える委託実績はない。

(6) 専門里親認定研修の受講者の主な決定方法

専門里親研修の受講者の主な決定方法は、「里親からの希望をもとに、自治体で協議して受講者を決めている(40.6%)」が最も割合が高く、次いで「自治体から候補者を打診して受講者を決めている(31.3%)」だった。

図表 4 専門里親認定研修の受講者の主な決定方法

(n=32)



「その他」の回答

- ・ 県内の児童養護施設、児童心理治療施設、県里親会へ推薦依頼し、推薦された候補者の中から1名（予算の都合上）選んで受講させている。
- ・ 里親からの希望があり、受講要件を満たしていれば、受講できるようにしている。
- ・ 受講候補者によって異なる。本人が希望するケースもあれば、自治体もしくはフォスターリング機関から候補者へ打診をして受講するケースもある。
- ・ 2（自治体から候補者を打診して受講者を決めている）と3（里親からの希望をもとに、自治体で協議して受講者を決めている）。

(7) 専門里親の養成状況

図表 5 専門里親の養成状況

	有効回答	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値	無回答
1 年間で専門里親として養成したい数（世帯）	(28)	43	1.5	1.6	0	7	1.0	4
2 実際に年間で専門里親として養成している数（世帯）	(28)	19	0.7	0.8	0	3	0.5	4

上記の「養成したい数」と「実際に養成している数」に差がある場合の理由

<希望者・対象者がいない>

- ・ 希望者がいないため。
- ・ 関係団体からの受講者推薦がない年も多いため。
- ・ 適切な里親がいない。
- ・ 養育スキルを見込める人が少ない。
- ・ 希望者、対象者が養成したい数に満たないため。
- ・ 該当者がおらず案内していない
- ・ 令和6年度は該当者がいなかったため0世帯。
- ・ 専門里親になり得る養育里親が十分に確保できていない。
- ・ 専門里親の要件を満たしたうえで、適正のある養育里親がいなかったため。
- ・ ②実際には1年間に1世帯以下。里親からの希望があった場合に受講できるようにしているため、毎年希望があるとは限らない。

<里親委託が進んでいないため>

- ・ 専門里親として年1世帯程度養成できることが望ましいとは考えるが、実際に専門里親への委託を積極的に考えないといけないほど、里親委託が進んでいない。
- ・ 当県ではまず里親登録数を増やすことが最優先であり、現時点で専門里親の養成はしていない。

<目標設定をしていない>

- ・ 特に数値目標は設定していない。
- ・ 専門里親を必要とする子どもの数は外的な要因に大きく左右されるため、目標値を設置していない。

<その他>

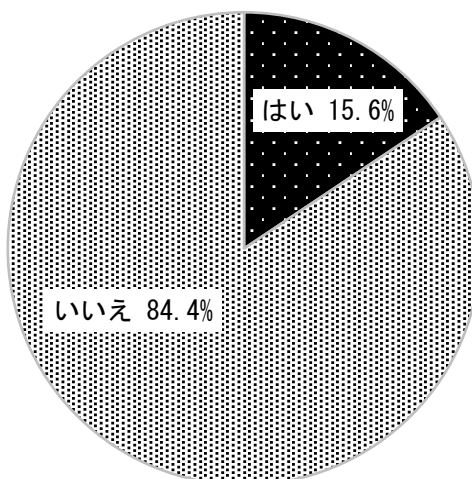
- ・ 予算の都合上、年間1人の養成に留まっている。(来年度以降は予算を考える2人に増額)
- ・ 専門里親を養成する研修等を実施できていない。
- ・ ①は社会的養育推進行動計画に定めている数値ですが、②の候補者全員が年度内に登録するわけではないため、乖離があります。
- ・ 委託の有無によるかと思えます。ケアニーズの高いケースであれば、専門里親としてのスキルを身に付けていただいたうえで、より質の高いより良い養育が提供されることが望まれますが、〇〇県では、専門里親として登録されるより以前に委託されている児童について、対応が難しい児であっても専門里親へ措置変更(書類上の変更。委託される里親の変更は伴わない)となったケースは過去にもありません。ですので、現在養育里親として日々養育に奮闘していらっしゃる方に、研修のお時間を取っていただいたり実習等で負荷をかけてしまうことも容易に想像できるため、どのタイミングで専門里親としてのご案内をすべきか、資質と研修参加への時間の確保、専門里親としての委託等、課題は多いと感じております。

(8) 令和元年度～令和5年度の間に里親からの専門里親認定・更新研修の受講希望を断った経験の有無

専門里親研修を断った経験があるか、「はい」が15.6%、「いいえ」が84.4%だった。

図表 6 専門里親研修を断った経験があるか

(n=32)



(9) 研修受講を断わった経験がある場合の主な理由

図表 7 研修受講を断わった経験がある場合の主な理由

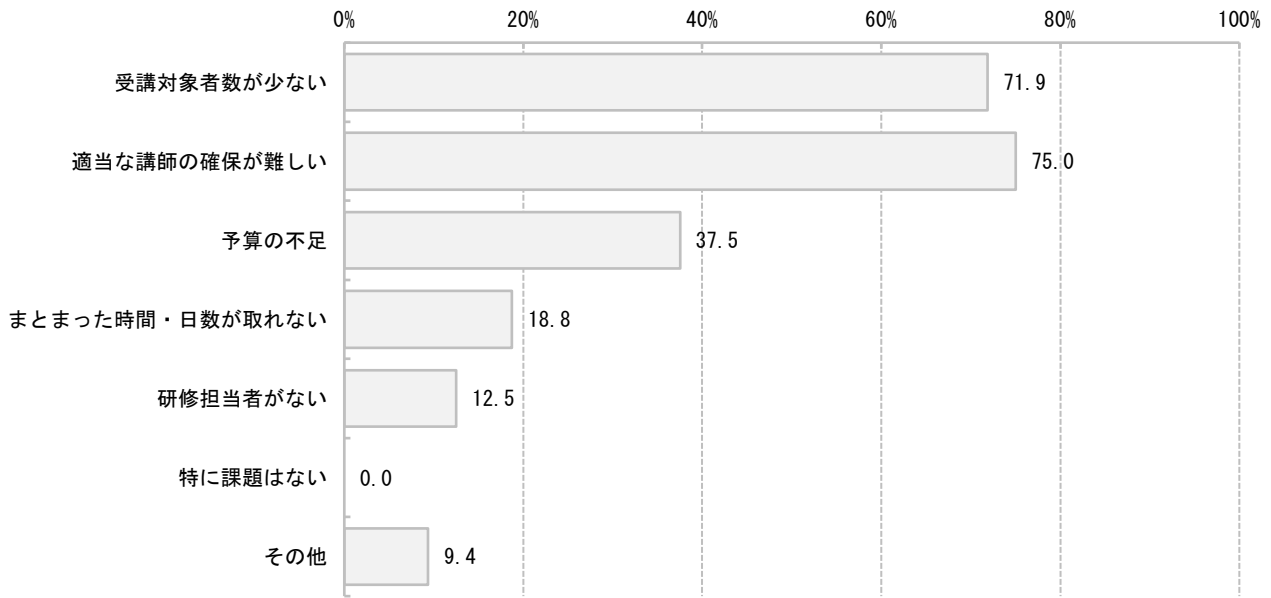
	N=5
1 予算が不足しているため	1
2 専門里親としての適性に課題があったため	1
3 専門里親としての要件に欠けていたため	3
4 養育里親として2人以上の子どもを委託しているため	0
5 自治体として専門里親制度をあまり活用していないから	0
6 その他	2

(10) 専門里親研修を自治体内で実施する場合の課題

専門里親研修を自治体内で実施する場合の課題として、「適切な講師の確保が難しい(75.0%)」「受講対象者数が少ない(71.9%)」「予算の不足(37.5%)」の順で割合が高かった。

図表 8 専門里親研修を自治体内で実施する場合の課題（複数回答）

(n=32)



「その他」の回答

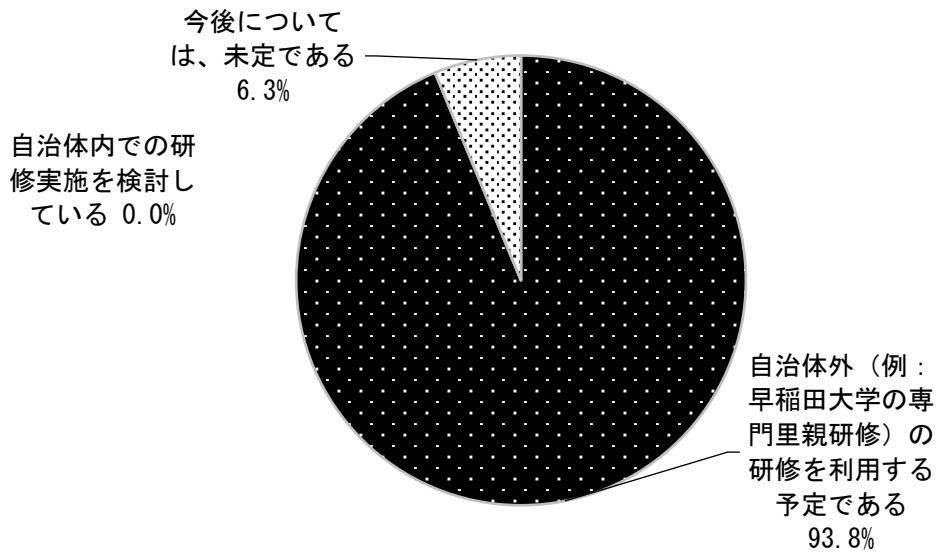
- ・ 現在の研修担当者のみでは、研修日時の確保等も難しく、人員増および予算増を求めることとなりますが、〇〇県として可能か否かは分かりかねます。
- ・ 受講希望者が少ない。
- ・ 研修のカリキュラムを組むことが難しい。

(11) 今後3年以内の専門里親認定研修の実施について

今後3年以内の専門里親認定研修については、「自治体外の研修を利用する予定である」が93.8%、「今後については未定である」が6.3%、「自治体内での研修実施を検討している」は0%だった。

図表 9 今後3年以内の専門里親認定研修の実施

(n=32)

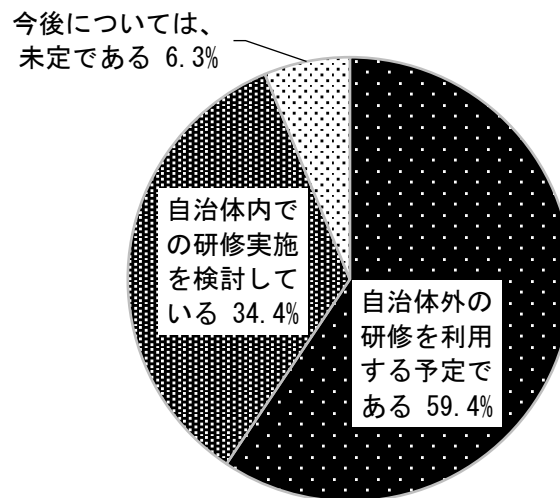


(12) 今後3年以内の専門里親更新研修の実施について

今後3年以内の専門里親更新研修については、「自治体外の研修を利用する予定である」の割合が59.4%、「自治体内での研修を検討している」は34.4%だった。

図表 10 今後3年以内の専門里親更新研修の実施

(n=32)



(13) 専門里親制度についてのお考え

専門里親制度の良い点

<高い専門性を持って養育できること>

- ・ 専門性をもって丁寧な関りができる。
- ・ 養育里親では難しい子どもをお願いできる。
- ・ 社会的養護下の児童に対する理解があり、児童の特性、背景を踏まえた支援ができること
- ・ より一層スキルの高い里親さんが増えるため、県内の里親さんの質が向上すると思えますし、そういった方が増えることで周囲の養育里親さん等が困った際に、里親同士で助け合える可能性が高まるのではないかと思います。
- ・ 集団で養育するより、家庭的な環境で養育した方が良いと思う子どもをお願いできる。
- ・ 被虐待児など治療的な支援を必要とする児童が、生活レベルで里親による治療的養育を受けられること。
- ・ 専門的な支援が必要な養育の難しい子どもが、家庭的な環境の中で信頼できる大人と関係を築きながら成長することができる。
- ・ 「養育里親」より高度な養育技術や知識を持つ者として、対応が難しい児童についても里親側が責任や使命感を持って養育することができる。
- ・ 専門的なケアが必要な児童を養育することができる場合がある。
- ・ 専門的知識だけではなく実習もしっかり行うことでケアが必要な子どもへの対応ができる里親が増える点
- ・ 特別なケアを要する児童の養育に関して里親の養育力の質の担保につながる。
- ・ 専門性が県として認められるため、里親としての覚悟や責任感が増す。
- ・ 支援ニーズの高い児童（専門里親だからこそ委託したい児童）の委託について、実質の加算分として里親手当が増額することで、里親の負担感を軽減することができる。
- ・ 経験の豊富さや高い養育技術をもっていることで、対応の困難さを伴うこどもを安心して委託をお願いできることや、預ける側の保護者においても一定の安心感が得られる。
- ・ 里親制度があることで、養育里親より専門的知識と経験を踏まえた専門里親への委託は、安心して委託できる。
- ・ 虐待、非行、身体、障害等、特に支援が必要な児童に対し知識や経験を生かした専門的な支援が出来ること。
- ・ 児童が経験することが出来なかった安定した家庭環境を提供できること。
- ・ 専門里親を目指す養育里親にとって、スキルアップや意欲向上につながる。専門里親として登録されることで、養育の自信に繋がる。
- ・ 近年被虐待児や身体障がい児など一定の専門的ケアを必要とする児童が増えている中、専門的知識を持ってこどもを養育できる専門里親がいることで、里親委託を優先的に検討することができる。
- ・ 専門里親と養育里親のすみわけができていない現状があり、子どもへの効果的な支援を期待しての専門里親への委託実績はほぼないが、養育経験を積み、さらなるスキルアップを目指す里親にとっては、専門里親の研修を受け専門里親登録をすることが、現在養育中の子どもへの支援の充実や、里親さんのモチベーションアップに繋がっていると思われる。
- ・ 児童が家庭的な環境の中できめ細やかにケアを受けられることが良い点であると考え
- ・ 里親さん自身に「専門里親である」という意識もあり、比較的養育の難しいこどもをお願いすることができる。働きながらではなく、専門里親という職として養育してもらう仕組みは、今後も必要ではないかと考える。
- ・ 社会的養育を必要としている子どもたちが何かしらの障がいを抱えており、専門的な支援が必要なことが非常に多いため、今後里親への委託を推進していくのであれば、里親に

更に専門的な知識が求められることとなる。その中で、専門里親を県が把握して適切にマッチングを行うことは児童の最善の利益に繋がると考える。また、里親側にも、措置費支弁額の増額等のメリットがあることにより、制度の継続に繋がっている。

- ・ 施設等で専門的なケアが必要な特性のある子どもを家庭的な環境で養育することができる。
- ・ 対応が難しい児童等の委託先候補として共通認識を持つことができる

#### <充実した研修が行われているため>

- ・ 研修制度が充実していること。
- ・ 研修内容が充実している。里親手当が増額されており経済的援助が手厚い。
- ・ 専門里親研修を受講することで、より社会的養護の理解を深められ、委託児童への関わり方が良い方向へ変わった。
- ・ 養育里親よりも専門的な研修を受けることにより、里親それぞれの知識やスキルが上がると考えられるから。
- ・ 認定研修を受講することにより専門的な知識や技術を身につけるとともに、専門里親としての自覚や自負をもって養育にあたることができること。
- ・ 定期的に研修が行われているため、法制度等についてアップデートしながら里親活動をしてもらえる。
- ・ 更新研修があるため、特別な養育が必要とされる子どもについての知識や社会的養育の動きについて、理解を深めることができる。
- ・ 養育里親として経験を積み、専門里親認定研修の受講等で知識も有する専門里親が、対応困難な児童を養育することは、不調につながるリスクも低くなり良い点だと考える。
- ・ 養育に関する専門的な知識がつけられる。特にファミリーホームの養育者は当該研修を受け、専門知識の向上に役立てている。

#### <活用できていない・実績がない>

- ・ 専門里親制度を十分に活用できていないため、回答が難しい。
- ・ 実績がないため不明

### 専門里親制度で課題だと感じる点

#### <担い手が少ない>

- ・ 養育スキルが十分ではなく、委託できる専門里親が少ない。
- ・ 専門里親になる方が少ないが、ケアニーズの高い子どもが増加傾向にあること。
- ・ 担い手が少ないこと。
- ・ 専門里親の確保
- ・ 専門里親へのなり手不足
- ・ 専門里親を必要とする児童の数に対し、専門里親が圧倒的に少ない。
- ・ 現在の登録里親は共働きが家庭も多いこと、また経験年数が浅く専門里親を担える方が少ない。
- ・ 里親委託を推進し、委託率を更に向上させていくためには、登録里親に占める専門的な知識を持った里親の割合を増やしていく（専門里親を増やす）必要がある。
- ・ 本市では、養育里親として経験を積んだ里親はファミリーホームを開設することが多く、専門里親のなり手が少ない。
- ・ 登録有効期間が2年と短く、登録されても更新されない場合が多い。
- ・ 専門里親認定研修の受講者が予算の都合上、毎年限られてしまう。そのため需要に比べて専門里親が少なく、養育里親にも対応が難しい児童を委託せざる「得ない状況がある。専門里親には研修受講の免除が養育実習しかなく、転居して登録自治体が変わった場合も再度認定研修を受講する必要がある。
- ・ 新規に専門里親として登録を希望する里親が少ないこと、施設実習の実施について行政側も施設側も経験値の積み上げがなく、また実習先が限られることがあり、実習含む研修内容や評価について基準がないことがある。

- ・ 養育里親が、専門里親になることをためらう場合がある。現状、専門里親が少ないため、専門里親が対応するレベルの児童を養育里親に委託した事例もある。専門里親になると、更に対応困難ケースを委託されるのではないかと養育里親が不安を抱えたことがあった。

#### <研修の負担の大きさ>

- ・ 認定研修、実習が長時間となるため、里親にとって負担が大きい。
- ・ 認定研修の負担（特に課題量と時間的制約）が大きく、専門里親として適当と思われる里親に打診しても断られる場合が多い（令和5年度7名に打診するも全員断念）。
- ・ 求めるレベルの高さ 研修（通信教育4回、スクーリング3回、実習6日）の負担
- ・ 認定にあたっての研修の必要性は理解できるが、認定にかかる里親側の時間的な負担が大きい。
- ・ 里親が研修を受けやすくすること。
- ・ 専門里親新規登録研修を受講する際に、委託中の里親が多いため、2日間の対面研修や宿泊研修も含め日程調整が難しいこともある。
- ・ 本市に登録がある専門里親3組のうち、2組がファミリーホームの運営者であり、ファミリーホームの運営に加えて2年毎の更新に係る研修受講や更新手続きが負担である。
- ・ 2年に1度関東もしくは関西に出向いて研修を受講しなければならないので、専門里親の負担になっている。
- ・ 2年ごとの更新研修
- ・ 登録数を増やす→研修の受講者にかかる負担軽減を図る。

#### <養育里親とのすみ分けや専門里親としての委託基準>

- ・ 専門里親に委託する場合の基準が明確でなく、自治体の判断に委ねられていること。
- ・ 養育に特別な支援を要する児童が増加する中、養育里親へ委託するケースが増加してきており、専門里親へと養育里親のすみ分けがあいまい。
- ・ 養育里親で被虐待児等を養育している場合のすみ分けが難しい場合がある。
- ・ 設問（4）の内容と同様、養育里親と専門里親のすみ分けが分かりにくく、里親からの理解も得られにくいことがある。
- ・ 養育里親として委託している児童について、専門里親に切り替える判断基準
- ・ 里親委託が進むなかで、ケアニーズの高い児童が里親へ委託されるようになってきている。養育里親にもトラウマを抱えた子どもや障害のある子どもを多く委託しており、養育里親が元々もっている専門的な資格やスキルを活かしたケアをいただいている事例もあり、専門里親に求められるケアと同等の支援がすでに行われている。
- ・ 措置する児童の多くが被虐待児童や発達特性のある児童であり、年間数人増やしても変わりがない。また、一般の養育里親に上記のような児童を委託して、問題がないケースもあり、専門里親に委託することのメリットを感じにくい。

#### <子どものニーズに特化した里親の確保>

- ・ あくまで個人の家庭であり、専門里親登録をしているからといって、どのようなケースでも対応できるわけではなく、児童相談所との間に認識のズレがある。
- ・ 特に医療的ケアの必要な子ども（てんかん、重度の障害等）を安心して預けることに特化した里親さんの確保が課題となっている。

#### <養育の質の担保>

- ・ 現状の専門里親認定要件では、里親によってその資質やスキルに差が生じており、必ずしも一定レベルの質が担保されているとは言い難いように思われる。
- ・ 適正のある里親の養育に困難を感じる
- ・ 専門里親の高齢化などにより、特性のある子どもを受け入れた際に、安定した生活環境を提供できるのか懸念してしまい、専門里親としての委託に至らない。
- ・ 3年以上の養育経験さえあれば要件を満たす点
- ・ 養育力の向上→更新研修の他に施設職員と同等の、専門里親向け研修（全国規模でハイ

レベルな内容)を開催。

#### <支援の不足>

- ・ 専門里親の高齢化が進んでいる状況から、里親自身が身体的にも精神的にも大きな負担やつらさを感じる傾向が強くなっている。
- ・ 特に特性の強い児童と向き合うため、精神的、肉体的な負担が大きい専門里親をサポートする、行政機関の支援体制が不十分であること。

#### <その他>

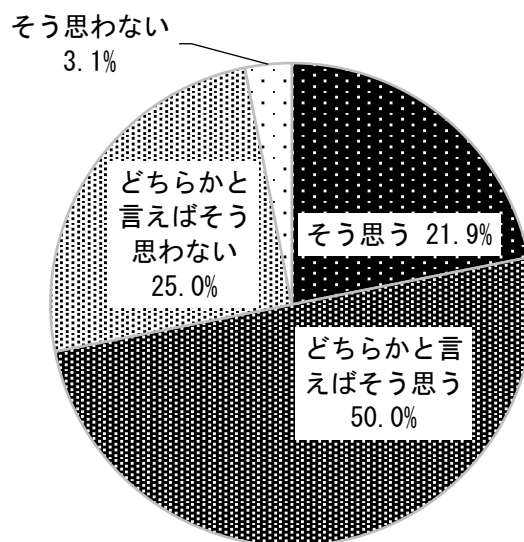
- ・ 特別なケアを要する児童が里親へ委託措置となることが少ない。
- ・ 認定研修のタイミングが限られるため、随時認定ができない。
- ・ 専門里親制度の周知
- ・ モチベーション維持(更新研修は受講されるがその他フォスタリング機関等が主催する研修等の任意研修については受けられていない方が多い)
- ・ 専門里親になるメリットが里親に知りわたっていないこと。
- ・ Q8の内容になります(委託の有無による)。

### (14) 専門里親制度を見直す必要性

専門里親制度を見直す必要性については、あると回答した自治体は 71.9% (そう思う(21.9%)+どちらかと言えばそう思う(50.0%)の合計)、ないが 28.1% (そう思わない(3.1%)+どちらかと言えばそう思わない(25.0%)の合計) で、見直す必要性を感じている割合が高い。

図表 11 専門里親制度を見直す必要があると思うか

(n=32)



(15) 見直す必要がある（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した場合の見直すべきだと思われる点や理由

見直すべきだと思われる点や理由

<子どもの状態に応じた虐待加算などの必要性>

- ・ 養育里親でも被虐待児等ケアニーズの高い児童を養育しているため、里親側の要件（専門里親か養育里親か）ではなく子どもの状態像に応じて加算などが付けられると良い。
- ・ 制度の課題でも述べたが、養育里親へも被虐待児童を委託している現状から、里親への施設と同様に虐待加算をつけていく必要性を感じる。
- ・ 養育里親でも被虐待児を養育しているため、施設の虐待加算のように、里親にも必要と認められるケースでは加算をつけられると良い。
- ・ 養育里親であっても一定程度の障害があるこどもを委託する場合は加算措置があることが望ましいが、その際の基準は国において統一していただきたい。
- ・ 子どものニーズに応じて専門里親研修を受講し認定できるようにしてほしい。
- ・ 養育里親でも被虐待児を養育しているため、施設の虐待加算のように、里親にも必要と認められるケースでは加算をつけられると良い。
- ・ 養育里親でも被虐待児を養育しているため、施設の虐待加算のように、養育里親にも必要と認められるケースでは加算をつけられると良い。
- ・ 専門里親が不足し養育里親に委託する場合、加算等の配慮があるといい
- ・ 里親でも被虐待児を養育している場合もあるため、施設の虐待加算のように、里親にも必要と認められるケースでは加算をつけられると良い。
- ・ （施設の虐待加算）が、その通りだと思います。実際、養育里親さんからも「もはや専門里親との違いが分からないぐらい、難しいケースの話がくる」という話も聞いたことがあります。
- ・ 養育里親でも被虐待児を養育しているため、施設の虐待加算のように、里親にも必要と認められるケースでは加算をつけられると良い。
- ・ 幼児の長期委託後に発達障害と診断される事案が多い。養育里親に対して、専門里親と同等に子どものケアが必要となっている。研修を受けたり、専門里親と同等の手当または加算をつけられるようにしてほしい。
- ・ 養育里親でも多くの里親が被虐待児童を養育しているため、施設のように被虐待児受入れ加算を作ってほしい。また、障害児の委託を受けている養育里親も多いため、障害児加算について作ってほしい。
- ・ 里親の専門性を高める必要はあるものの、専門里親に限らず、ケアニーズの高い子どもを養育する場合は、子どもの状態に応じた加算をつけられると良い。

<専門里親制度のあり方の検討の必要性>

- ・ 現状、専門里親の担い手は少なく、養育里親でも被虐待児や家族再統合を目指すケースを受託しており、いわば「養育里親の専門里親化」のような状況になっている。一方で、養育里親が積極的に専門里親研修を受講する意向や時間的余裕は少ない。今後、専門里親制度を積極的に推進するのか、養育里親制度の中で支援を展開していくのか、里親制度のあり方について整理する必要があると考える。
- ・ 専門里親として児童を措置できる基準が明確にないため、必要に応じて、専門里親として児童が措置されるような仕組みが必要と考える。
- ・ 里親委託ガイドライン3.（5）①に専門里親への委託は「虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども」と記載があるが、養育里親が養育する委託児童はほぼ全員「虐待された児童」であり、特別な支援をどのレベルとするかはあるが、基本的に支援が必要な児童である。また、障害を持っている児童（各種手帳に該当する児童だけでなく、発達障害、愛着障害疑いの児童等）を養育里親に委託している。このため、専門里親について現状に合った定義と適用の基準を示してほしい。
- ・ 養育里親でもケアの必要な被虐待児を養育している実状があるため。多くの児童が専

門的なケアを必要としている実状があるため。

- ・ 専門里親に委託する児童のある程度の基準があればいい
- ・ 専門里親の有効期間を少なくとも養育里親と同じ5年にしてほしい。
- ・ 認定研修における実習は各自治体で実施しているが、取り扱う内容の専門性にばらつきが出るため、担保した方がいいのではないか。また、評価する自治体職員にも専門性が求められるのではないか。
- ・ 専門里親への委託期間は原則として2年以内とされているが、実際には長期の委託を必要とする場合が多く、原則の意義が薄れている。
- ・ 養育経験以外の要件の検討
- ・ 養育里親として受託している専門里親が見るべき児の種別切り替えの基準等の見直し
- ・ 専門里親委託が必要な児童が養育里親で委託する場合があります、養育里親が難しい養育をしている場合への手立てを考える必要がある。
- ・ どのような事例の場合に専門里親委託とするのか、具体的な例示があれば教示してほしい。
- ・ 専門里親を伴走的に支援できる体制の構築（定期的なオンラインによる学習会や相談窓口など）
- ・ Q8 の内容（委託の有無による）になります。また、〇〇県には明確な委託基準等もなく委託の実績も少ないため、養育里親さんへ専門里親としての資格取得を勧めること自体、材料が乏しい状況です。

#### <研修の受講のしやすさ・受講負担の改善>

- ・ 養育里親でケアニーズの高い子どもを委託しているが、条件や開催日時に合わず、研修を受けられない里親のために次のように専門里親研修を受けやすくしてほしい。
- ・ 東京で実地研修の受講が必要であることは、受講者にとって負担であり、児童受託中の方にとっては特に大きな負担となる。（それを理由に受講を断念する方もいる）そのため、オンラインも含めたハイブリット開催の検討や、サテライト会場での同時開催など、開催方法の工夫をいただきたい。
- ・ 研修受講の予算が限られているため、国が研修実施団体に補助金を出し、受講料の減額がされると良い。受講者は養育里親として児童を受託中の方がほとんどなので、受託中でも宿泊なく研修受講ができるよう、全国各地で専門里親認定研修が受講できる体制を整えてほしい。専門里親認定時の講義及び演習の免除の導入も検討していただきたい。
- ・ スクーリングの日程を増やしてほしい※令和6年度は3コースに分かれていたが、5コースにする等
- ・ 専門里親認定研修受講者を全て自治体からの推薦とし（一定の養育スキルを担保）、研修自体の時間や課題量を削減し、里親の負担を軽減してほしい。
- ・ 先の課題点として挙げた事項に関わりますが、例えばファミリーホームにおいて被虐待の児童の委託がある場合は、研修受講時間の短縮や年数の調整（例2年更新を5年更新など）の対応をしていただきたい。
- ・ 更新研修や認定研修の質の確保や実施の在り方について
- ・ 専門里親研修に託児を行えるようにしてほしい。

### III. まとめ

---

#### 1. 専門里親の養成や研修について

本調査に回答した自治体からの回答は、専門里親の養成状況として「年間で専門里親として養成したい数（世帯）」は合計 43 件だったが、「実際に年間で専門里親として養成している数（世帯）」は合計 19 件であり、養成したい数に対して、実際に養成している数は 4 割程度に留まる。差異がある理由としては、希望者・対象者がいないことが多く挙げられたほか、里親委託が進んでいないことや目標設定をしていないこと、研修を実施できていないこと、予算の都合といった回答があった。

今後 3 年以内の専門里親研修の実施については、認定研修は、「自治体外での研修を利用する予定である」と回答した自治体が 9 割、「自治体内での研修実施を検討している」は 0 だった。更新研修は、「自治体外での研修を利用する予定である」と回答した自治体が 6 割、「自治体内での研修実施を検討している」は 3 割だった。今後の更新研修については自治体内で実施する自治体が増えていくことが見込まれるが、認定研修については、講師の確保や受講者の少なさ等から、当面の間は自治体外での研修の利用ニーズがあると考えられる。

専門里親制度の良い点として、専門性を持ってこどもに丁寧なかかわりができることや、充実した研修が行われていること、研修受講を通じて知識やスキルが向上すること等の回答が多くあった。一方、課題としては、担い手が少ないこと、特に認定研修に関して通信教育・スクーリング・実習の負担が大きいこと、こどもを養育中の里親が多い中で時間的な制約が課題になっていること等が挙げられ、更新研修の 2 年ごとの更新頻度についても負担軽減を図ってほしいとの意見も見られた。専門里親制度について見直してほしい点の中でも、研修を受講しやすくするために、オンラインやハイブリッドでの実施やスクーリング日程の増加、宿泊なく研修受講できるようにしてほしいといった意見があった。

専門里親研修の日程に関しては、専門里親認定研修のスクーリングは概ね 3 日間、更新研修は概ね 2 日間とされており、遠方からの受講者は研修日程のほかに、長時間の移動や研修前後の宿泊が必要になる場合もある。専門里親研修の趣旨を踏まえた上で、専門里親がより専門性を向上させていくことができるよう研修内容を充実させるとともに、オンラインの活用など研修の受講しやすさを向上させていく方策を検討することが求められている。将来的には、里親と支援機関の関係構築や、里親同士のネットワークづくり、移動負担の軽減の観点から、地域ブロック単位で研修を行うことも有効だと考えられる。

#### 2. 専門里親制度について

専門里親制度については、養育里親とのすみ分けができていると回答した自治体と、できていないと回答した自治体が凡そ半数に分かれた。すみ分けできていない理由として、「専門里親の対象児童を養育里親に委託しているため」との回答が多く、専門里親に委託するこ

とが望ましいと考えられるこどもを養育里親が養育しているケースが多数あることが推察された。希望者や対象者が少ないといった回答や養育里親との線引きが難しいといった回答も見られており、自治体が専門里親に委託したいケースがあっても、委託につながっていない可能性がある。

また、専門里親への委託期間についても、原則 2 年とされているが、「委託期間が 2 年を超える場合は、専門里親として養育を継続している」と回答した自治体が 4 割で最も割合が高いという結果だった。委託期間についても原則 2 年が望ましいかどうか検討が必要である。

専門里親制度の良い点や課題については前述した通り、様々な回答が見られたが、専門里親制度を見直す必要があると思うかという設問に対しては、「ある」という回答が 7 割に上った。見直すべき具体的な内容として、必要と認められるケースについては、こどもの状態に応じた被虐待加算等をつけていく必要性についての回答が多かった。そのほか、専門里親に委託するこどもについての適用基準の見直し、専門里親の登録有効期間の延長、こどもの委託期間、支援体制、里親制度全体のあり方についての整理など多岐にわたる意見が寄せられた。

専門里親制度は、里親の専門性の向上に寄与してきたという意義もあったと考えられるが、先行研究でも指摘されてきたように、さまざまな制度運用上の課題が生じていると考えられる。被虐待経験を有するこどもの増加や多様なケアニーズへの対応など、現在のニーズに即した運用ができるよう、自治体やこども・里親からの意見を踏まえたよりよい制度の検討が引き続き求められる。

以上

## IV. 参考資料

---

- ・ 澁谷昌史・才村純・庄司順一・小山修・斉藤進他（2005）「専門里親及び親族里親の実態と課題に関する研究」日本子ども家庭総合研究所紀要 41, 43-61.  
[https://www.boshiaiikukai.jp/kiyo\\_pdf/865.pdf](https://www.boshiaiikukai.jp/kiyo_pdf/865.pdf) (参照 2025-03-01).
- ・ 二村玲衣（2021）「専門里親制度の展開と当事者評価に関する一考察：養育の難しい子ども  
の家庭養護の発展に向けて」社会教育研究年報 35, 38-51.  
<https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/2001095> (参照 2025-03-01).



---

早稲田大学 人間科学学術院人間総合研センター  
専門里親養成・研究プロジェクト

令和7(2025)年3月

---

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION